

目黒区高齢者自立支援住宅改修協定書

目黒区(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、乙と目黒区高齢者自立支援住宅改修給付事業(以下「給付事業」という。)の給付を受けようとする者(以下「受給者」という。)との間に締結する住宅改修工事の請負契約のうち、給付事業の給付を受けようとする工事の範囲に対して、工事内容の審査、認定及び住宅改修給付費の支払方法について、次のとおり協定を締結するものとし、乙は、給付事業の目的に従い誠実にこれを履行する。

(協定概要)

第1条 乙は、受給者が発注する住宅改修工事が、高齢者の転倒防止、行動範囲の拡大の確保等の効果をあげ、在宅での生活の質を確保することを目的とした給付事業の対象工事であることを、理解のうえ施工を行い、甲は、給付事業の目的に添った工事に対して、給付限度額の範囲内で、住宅改修給付費を住宅改修工事費の全部又は一部として乙に支払うものとする。

(改修内容の合意)

第2条 乙は、住宅改修の内容について、受給者に対し工事方針及び費用に関する見積もりを提示、説明を行うものとし、受給者の合意を得るものとする。

(審査及び給付の決定)

第3条 乙は、受給者の合意を得た改修内容に関して、見積書、図面及び現況写真を目黒区に提出し、改修内容の審査を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による見積書等の提出があった場合は、改修内容が給付事業の目的に沿ったものであるかを審査の上、給付の可否を決定し、受給者に高齢者自立支援住宅改修給付決定通知書を交付するとともに、その写しを乙に交付する。

(改修工事の実施)

第4条 乙は、給付が決定された後、速やかに改修工事を着工するものとする。

2 乙は、改修工事の施行にあたっては、近隣住民への影響を最小限に抑え、資源の有効活用を図るとともに、工事によって排出された廃棄物の処理にあたっては、関係法令に則り適正に処理するものとする。

3 乙は、改修工事の施行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

4 乙は工事完了後、受給者による工事完了確認と併せて、改修後の写真等による挙証資料の提出をもってその旨を速やかに甲に通知し、甲による工事完了確認を受けるものとする。なお、工事内容に不備があり補修が必要な場合は、速やかに補修を行い、再度工事完了確認を受けるものとする。

(調査)

第5条 甲は、第3条及び第4条の規定による改修内容の審査及び工事完了確認に関して必要があると認めるときは、当該住宅を訪問し、受給者及び乙の立ち会いのもと、身体状況、家屋の状況等を調査するものとする。

(住宅改修給付費の請求及び支払)

第6条 工事完了確認後、乙は甲に対し、決定された住宅改修給付額分の請求を行う。

2 請求を受けた甲は、速やかに決定された住宅改修給付額分の支払いを行うものとする。

3 工事完了確認において、工事内容に不備があり、その内容の補修を行わない場合は、乙はこの給付事業に関する請求を行うことはできないものとする。この場合において、乙は、受給者に対しても住宅改修工事費用のうち住宅改修給付額分の請求を行うことはできない。

(契約不適合)

第7条 受給者は、改修工事にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めて補修を請求し、又は補修に代えて損害の賠償を請求することができる。

(協定の有効期限)

第8条 本協定は、協定締結日から次年度の末日までを有効期限とする。

(協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号に該当したときは、乙との協定を解除することができる。

(1) 乙が、本協定各条の取り決めに反したとき。

(2) 乙が施した住宅改修について、受給者からの苦情がありその内容が妥当と判断したとき。

(乙による協定辞退)

第10条 乙は、業務の終了その他の事由により協定の締結を解除する必要があるときには、文書により申し出ることにより、協定を解除することができる。

(その他)

第11条 本協定において取り決めのない事項については、甲乙間で別途協議する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名・押印して、甲・乙各1通を保管する。

年 月 日

甲 住 所 目黒区上目黒 2-19-15

代 表 者 名 目 黒 区 長

乙 住 所

会 社 名

代 表 者 名